

第 1 1 5 期 中 間 決 算 公 告

2022年12月23日

住所 鹿児島市金生町 6 番 6 号
株式会社 鹿 児 島 銀 行
取締役頭取 松 山 澄 寛

中間連結貸借対照表 (2022年 9 月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	843,353	預 金	4,649,702
コールローン及び買入手形	50,000	譲 渡 性 預 金	223,410
買 入 金 銭 債 権	8,342	コールマネー及び売渡手形	30,000
金 銭 の 信 託	4,421	売 現 先 勘 定	41,079
有 価 証 券	931,627	債券貸借取引受入担保金	320,201
貸 出 金	4,019,403	借 用 金	327,322
外 国 為 替	11,805	外 国 為 替	151
リース債権及びリース投資資産	26,577	信 託 勘 定 借	6,084
そ の 他 資 産	81,855	そ の 他 負 債	75,079
有 形 固 定 資 産	65,623	退職給付に係る負債	1,680
無 形 固 定 資 産	3,849	睡眠預金払戻損失引当金	393
退職給付に係る資産	6,215	偶 発 損 失 引 当 金	355
繰 延 税 金 資 産	9,451	再評価に係る繰延税金負債	6,633
支 払 承 諾 見 返	28,137	支 払 承 諾	28,137
貸 倒 引 当 金	△47,561	負 債 の 部 合 計	5,710,232
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	18,682
		利 益 剰 余 金	270,844
		株 主 資 本 合 計	307,656
		その他の有価証券評価差額金	△15,704
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	27,637
		土 地 再 評 価 差 額 金	14,377
		退職給付に係る調整累計額	△1,103
		その他の包括利益累計額合計	25,206
		非 支 配 株 主 持 分	7
		純 資 産 の 部 合 計	332,870
資 産 の 部 合 計	6,043,102	負債及び純資産の部合計	6,043,102

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書

(2022年4月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		56,303
資 金 運 用 収 益	26,688	
(うち貸出金利息)	(18,495)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,784)	
信 託 報 酬	34	
役 務 取 引 等 収 益	5,973	
そ の 他 業 務 収 益	17,722	
そ の 他 経 常 収 益	5,883	
経 常 費 用		43,692
資 金 調 達 費 用	2,509	
(うち預金利息)	(91)	
役 務 取 引 等 費 用	2,259	
そ の 他 業 務 費 用	21,377	
営 業 経 費	16,872	
そ の 他 経 常 費 用	674	
経 常 利 益		12,610
特 別 利 益		12
固 定 資 産 処 分 益	12	
特 別 損 失		115
固 定 資 産 処 分 損	50	
減 損 損 失	65	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		12,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,427	
法 人 税 等 調 整 額	2,447	
法 人 税 等 合 計		3,874
中 間 純 利 益		8,632
非支配株主に帰属する中間純利益		1
親会社株主に帰属する中間純利益		8,630

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6 社

かぎんオフィスビジネス株式会社

かぎん代理店株式会社

鹿児島保証サービス株式会社

株式会社九州経済研究所

鹿児島リース株式会社

株式会社鹿児島カード

2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて 9 月末日であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

その他 2 年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の主な有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）

に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。

予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。

要管理先債権に相当する債権において、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動への影響は、前連結会計年度末から当面の間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。このような状況下、当行グループは見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映しております。なお、前連結会計年度から当該仮定に、重要な変更はありません。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰

属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

11. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,581百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,957百万円
危険債権額	43,058百万円
三月以上延滞債権額	11百万円
貸出条件緩和債権額	32,807百万円
合計額	83,835百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,274百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,311百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 501,332百万円

貸出金 511,717百万円

担保資産に対応する債務

預金 28,395百万円

売現先勘定 41,079百万円

債券貸借取引受入担保金 320,201百万円

借入金 319,063百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産15,545百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 299百万円

金融商品等差入担保金 140百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は749,928百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが733,775百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 35,438百万円

9. 連結自己資本比率 10.95%

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）に

よる社債に対する当行の保証債務の額は15,181百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,288百万円、株式等売却益4,020百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損250百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 △6,119百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1)有価証券			
満期保有目的の債券	13,713	13,380	△332
その他有価証券	907,861	907,861	—
(2)貸出金	4,019,403		
貸倒引当金(*1)	△44,809		
	3,974,593	3,972,580	△2,012
資産計	4,896,168	4,893,823	△2,345
(1)預金	4,649,702	4,649,745	42
(2)譲渡性預金	223,410	223,415	4
(3)借入金	327,322	327,286	△35
負債計	5,200,435	5,200,447	11
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(510)	(510)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	32,699	32,699	—
デリバティブ取引計	32,188	32,188	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
-----	--------------

非上場株式等(*1) (*2)	3,343
組合出資金(*3)	6,708

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、減損処理を行った非上場株式は該当ありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券(*1)				
国債・地方債等	130,886	68,530	—	199,417
社債	—	281,989	15,209	297,199
株式	70,067	2,816	—	72,884
その他	187,038	151,224	97	338,361
デリバティブ取引				
金利関連	—	39,336	—	39,336
通貨関連	—	4,774	—	4,774
資産計	387,992	548,672	15,307	951,973
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	11,922	—	11,922
負債計	—	11,922	—	11,922

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれていません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	13,380	—	—	13,380
貸出金	—	—	3,972,580	3,972,580
資産計	13,380	—	3,972,580	3,985,961
預金	—	4,649,745	—	4,649,745
譲渡性預金	—	223,415	—	223,415
借入金	—	327,286	—	327,286
負債計	—	5,200,447	—	5,200,447

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッド等を加味した利率、又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル 3 の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベ

ル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注 2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
その他有価証券 社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.147%－ 0.666%	0.463%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年9月30日）
（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益 又はその他の 包括利益		購入 売却 発行 及び 決済の 純額	レベル 3の 時価 への 振替	レベル 3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券 其他有価証券 社債 その他	13,297 99	— △1	1 —	1,910 —	— —	— —	15,209 97	— △2

(*1) 中間連結損益計算書の「その他経常費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは信用スプレッドであります。このインプットの著しい上昇（低下）はそれら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差 額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	13,713	13,380	△332
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	13,713	13,380	△332
合 計		13,713	13,380	△332

2. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差 額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	62,758	27,638	35,119
	債 券	161,887	161,085	802
	国 債	35,695	35,421	273
	地方債	19,206	19,174	31
	短期社債	24,000	23,999	0
	社 債	82,985	82,489	495
	その他	42,417	37,735	4,681
	うち外国証券	2,814	2,800	14
	小 計	267,062	226,459	40,603
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	10,126	11,387	△1,261
	債 券	334,728	340,508	△5,779
	国 債	95,191	99,038	△3,846
	地方債	49,324	49,503	△178
	短期社債	15,999	15,999	△0
	社 債	174,212	175,966	△1,754
	その他	297,096	353,196	△56,099
	うち外国証券	266,741	320,784	△54,043
	小 計	641,951	705,091	△63,140
合 計		909,014	931,551	△22,536

(注) 市場価格のない株式等 (中間連結貸借対照表計上額10,051百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

なお、当中間連結会計期間における減損処理を行った銘柄はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,759百万円
減損損失	1,741百万円
有価証券償却	485百万円
退職給付に係る負債	513百万円
減価償却	440百万円
その他有価証券評価差額金	7,206百万円
その他	1,647百万円
繰延税金資産小計	25,795百万円
評価性引当額	△2,465百万円
繰延税金資産合計	23,329百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△223百万円
退職給付に係る資産	△1,214百万円
固定資産圧縮積立金	△351百万円
繰延ヘッジ損益	△12,071百万円
その他	△16百万円
繰延税金負債合計	△13,877百万円
繰延税金資産（負債）の純額	9,451百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	2,165	—	2,165	—	2,165
為替業務	1,491	—	1,491	—	1,491
証券関連業務	281	—	281	—	281
その他業務	1,866	3	1,869	7	1,877
信託報酬					
信託関連業務	34	—	34	—	34
その他経常収益					
その他業務	263	3	266	1	268
顧客との契約から 生じる経常収益	6,102	6	6,109	9	6,118
上記以外の経常収益	42,272	7,165	49,438	746	50,184
外部顧客に対する 経常収益	48,375	7,171	55,547	755	56,303

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,586円45銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	41円13銭